

確認検査業務出張費規程

九州住宅保証株式会社

確認検査業務出張費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「九州住宅保証株式会社確認検査業務手数料規程」(以下「手数料規程」という。)第13条の規定に基づき、九州住宅保証株式会社(以下「九州住宅保証」という。)が実施する確認検査業務に係る出張費について、必要な事項を定める。

(出張費の計算方法)

第2条 出張費は、交通費・日当を勘案して定める。

- 2 交通費は、本社(福岡市)又は北九州支店(北九州市)から受検対象建築物の建設地までの経路を公共交通機関利用、レンタカー使用等の方法で計算する。
- 3 宿泊を伴う場合は宿泊費8,000円(1名につき1夜あたり)を加算する。

(出張費)

第3条 出張費は、別表に定める区分により次の表の地域区分に該当する出張費の欄の金額とする。但し、九州住宅保証が確認検査業務を効率的に実施できると認める場合又は出張費の金額を変更することが必要と認める場合は、出張費を増減することができる。

| 地域区分 | 出張費(円) |
|------|-------------------|
| 地域A | 0 |
| 地域B | 25,000 |
| 地域C | 30,000 |
| 地域D | 45,000 |
| 地域E | 15,000 + 交通費実費相当額 |

* 福岡県以外の離島は全て地域Eとする。

* 地域Eの出張費が45,000円を下回る場合は45,000円とする。

(出張費の見直しと改定)

第4条 前条の出張費は、適宜見直しを行い改定することができる。

附 則

この規程は平成21年2月1日より施行する。

平成21年2月1日 制定

平成27年9月1日 手数料規程改定に伴う一部改定

平成30年11月1日 出張費見直しに伴う一部改定

確認検査業務出張費規程・地域区分一覧表

H30.11.1 改定
九州住宅保証株式会社

| 地域区分 | 出張費（円） | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
|------|--------------------------|-------|---|---|---|---|--------------------------------|---|
| 地域 A | 0 | 福岡県全域 | 鳥栖市・基山町 上峰町・みやき町 | | | | | |
| 地域 B | 25,000 | | 佐賀市・唐津市 多久市・伊万里市 武雄市・鹿島市 小城市・嬉野市 神埼市・吉野ヶ里町 玄海町・有田町 大町町・江北町 白石町・太良町 | 長崎市・諫早市 大村市・東彼杵町 川棚町・波佐見町 | 熊本市・荒尾市 玉名市・山鹿市 菊池市・宇土市 合志市・玉東町 南関町・長洲町 和水町・大津町 菊陽町・西原村 御船町・嘉島町 益城町・甲佐町 | 中津市・日田市 宇佐市 | | |
| 地域 C | 30,000 | | | 佐世保市・島原市 平戸市・松浦市 西海市・雲仙市 南島原市・長与町 時津町・佐々町 | 八代市・宇城市 阿蘇市・美里町 南小国町・小国町 産山村・高森町 南阿蘇村・山都町 氷川町 | 大分市・別府市 臼杵市・津久見市 豊後高田市・杵築市 由布市・国東市 日出町・九重町 玖珠町 | | |
| 地域 D | 45,000 | | | | 人吉市・水俣市 上天草市・天草市 芦北町・津奈木町 錦町・多良木町 水上村・相良村 五木村・山江村 球磨村・あさぎり町 荅北町 | 佐伯市・竹田市 豊後大野市 | 宮崎市・都城市 小林市・えびの市 三股町・高原町 | 鹿児島市・阿久根市 出水市・薩摩川内市 日置市 いちき串木野市 伊佐市・姶良市 さつま町・湧水町 |
| 地域 E | 15,000 + 交通費 実費相当額 | | 上記以外 離島 | 上記以外 離島 | 上記以外 離島 | 上記以外 離島 | 上記以外 離島 | 上記以外 離島 |

- ※福岡県以外の離島は上記市町村に該当しても地域区分は地域 E とします。
- ※合併等により市町村名が変更になった場合は旧市町村名とします。
- ※宿泊を伴う場合は 1 名につき 1 夜あたり 8,000 円を加算します。
- ※地域 E の出張費が 45,000 円を下回る場合は 45,000 円とします。